

憲法9条は平和への羅針盤

先日、新聞を見て「ここまで来たか」と心寒くなった。

岸信夫防衛相が衆議院予算委員会分科会で、自衛隊機が他国の領空に入って軍事拠点を爆撃することも自衛の範囲として「排除しない」と述べたと言うのだ。

日本を「戦争できる国」に推進したアベ路線を継承する岸田自民党政権は、安倍元首相も言えなかった外国のミサイル発射拠点などを叩く「敵基地攻撃」能力の保有の検討を進めてきた。

今回の岸防衛相発言はそれを「具体化」したものだと言える。

自衛隊機が他国の領空に入って軍事拠点を爆撃すると言うのは、それはもう「自衛」ではない、「戦争」と言うべき状態だ。

戦争放棄をうたい武力の行使を禁じた憲法を全く顧みない発言としか言いようがない。

北朝鮮のミサイル発射訓練や中国による東シナ海での緊張状態を口実に、「軍事力の強化」を求める動きもあるが、「力の論理」による紛争解決ではなく、問題の平和的解決を追求しようと言うのが、憲法9条の精神である。

ロシアのウクライナ侵略に対する抗議の広がりも、「力の論理」の破綻を示している。

憲法9条は平和の羅針盤である。

N. M

いま主権者の国民多数は憲法の改変など求めている

与党や補完政党は失政や無策を棚上げにしながらも、コロナ禍やウクライナ情勢などを口実にして、憲法を改正しなければならないと声高に言っています。

現在の政治問題の原因が、憲法に不備があるからでないのは明らかです。

国民多数のための憲法の精神を活かす政策をせず、逆に身内の利権のための策動を繰り返しています。

度々の反対に会い実行できなかった、改憲目的の憲法審査会の定例開催を強行して世論を誘導し、既に出てしまった国民投票に持ちこもうとしています。

裏面下段に続く⇨

憲法改悪は、日本を再び戦争をする国にするもの

- 幼少期を、戦争・戦後ね生きた経験から -

今、世界がコロナ感染症の猛威で命が脅かされている中、行うべきは戦争ではなくコロナ禍から命・暮らしを守ることに世界が専念すべき時だと思います。

ロシアのウクライナ侵略に抗議し、ザポロジエ原発を攻撃・占拠したことにも国連安保理は緊急会合を開催して、各国はその行為を「受入れられない」「核テロだ」と批判しました。

このロシアの原発攻撃を被爆国日本人として絶対に許せません。

日本国憲法第九条一項は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」としました。

8月2日、国連総会緊急特別会合は、ロシアのウクライナ侵略を国連憲章違反だと断定しました。

マレーシアのサイード・モハマド・ハスリン・アイディッド大使は「紛争の中では、銃身の先に解決策を見つけることは出来ない。代わりに自制と対話に向けた緊張緩和の具体的な措置を」と呼びかけました。

その通りだと思います。日本を二度と戦争する国にしてはなりません。

悲惨な戦争の犠牲者は国民です。日本国民の民意は改憲を望んでいません。

改憲派は次の参議院選挙をにらみながら、九条に自衛隊を書き込むなどの改憲4項目を入れようとしています。

国会が改憲発議をすることを許さず、全ての戦争に反対し、憲法を活かし平和と民主主義・人権擁護、環境・暮らし・医療・公衆衛生向上などを実現する政治を求めましょう。

芋峠 藤原克東

⇒表面下段から続く

自民党の改憲案は大きく4つ問題点があります。

「第九条に自衛隊を明記する」と、「第1章 天皇」と「第3章 国民の権利及び義務」との間の「第2章 戦争の放棄」に自衛隊が書かれることになります。

「緊急事態条項を創設する」と、「災害」が自然災害に限定されず定義がなくなります。

「参議院選挙の合区を解消する」と、地方自治を否定し恣意的な区割になりかねません。

「教育の充実」とは、国に資する者となるよう国民を教育するためで、政教分離を否定します。

(2月12日 西京九条の会連絡会 学習交流会 高山佳奈子さんのお話から)

誠